⑻　運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細
施設費の明細

（単位：円）

区　分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘　要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
審査場の建替等	35,327,890	—	35,327,890	—	
審査機器の更新等	672,301,544	—	672,301,544	—	
審査上屋の改修等	834,820,223	25,519,284	809,300,939	—	
計	1,542,449,657	25,519,284	1,516,930,373	—	

⑼　役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	71,900 (2,958)	5 (1)	10,595 (—)	2 (—)
職　員	4,559,365 (477,808)	835 (218)	203,982 (8,332)	13 (25)
合　計	4,631,265 (480,766)	840 (219)	214,577 (8,332)	15 (25)

※非常勤の役員又は職員は、外数として（　）で記載しています。
①役員報酬については、「自動車検査独立行政法人役員給与規程」に基づき支給しています。
②役員退職手当については、「自動車検査独立行政法人役員退職手当支給規程」に基づき支給することとなっています。
③職員給与については、「自動車検査独立行政法人職員給与規程」に基づき支給しています。
④職員退職手当については、「自動車検査独立行政法人職員退職手当支給規程」に基づき支給することとなっています。
⑤非常勤職員の給与については、「自動車検査独立行政法人非常勤職員の就業等に関する規程」等に基づき支給しています。
⑥報酬又は給与の職員支給人員及び非常勤支給人員については、年間平均支給人員数によっています。
⑦報酬又は給与の支給額には、賞与引当金の取崩額319,044千円（12,905千円）が含まれています。
⑧役員の退職手当の支給額には、退職給付引当金の取崩額9,963千円が含まれています。
⑨職員の退職手当の支給額には、退職給付引当金の取崩額201,997千円（7,638千円）が含まれています。

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生機構公告第８号

東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第６号に定める施設建築物について、建築工事が完了したので、同法第100条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 25 年 11 月 15 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

記

1　第一種市街地再開発事業の名称
東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
東京都中央区晴海一丁目８番12号
4　施行地区に含まれる地域の名称
東京都中央区晴海三丁目の一部
5　建築工事が完了した施設建築物
D棟
6　施設建築物の建築工事が完了した日
平成25年10月25日

以　上

懲戒の処分公告

第一東京弁護士会が平成24年10月10日付けでなし、同日に効力を生じた対象弁護士を懲戒しない旨の決定について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記決定を取り消して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
氏　　名　山田　公之
登録番号　33314
事 務 所　東京都港区赤坂２―２―21
永田町法曹ビル501
しんらい法律事務所
2　処分の内容　戒告
3　処分が効力を生じた年月日
平成25年10月23日

平成 25 年 10 月 23 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成25年２月５日に告知した同会所属弁護士　大隅　乙郎　会員（登録番号12211）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年10月16日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年10月23日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 25 年 10 月 23 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成25年４月１日に告知した同会所属弁護士　浅見　隆行　会員（登録番号28017）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年10月16日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年10月23日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 25 年 10 月 23 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成22年９月13日に告知した同会所属弁護士　大貫　憲介　会員（登録番号21200）に対する懲戒処分（業務停止１月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成23年６月14日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（同月18日告知）、同会員より裁決取消しの訴えが提起され、平成24年11月29日、東京高等裁判所において前記裁決を取り消す旨の判決がなされ、同判決は同年12月14日確定した。本会は、平成25年10月16日、弁護士法第59条の規定により、審査請求人にかかる前記懲戒処分（業務停止１月）について審査した懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人を戒告する旨裁決し、この裁決は平成25年10月23日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 25 年 10 月 23 日　　日本弁護士連合会